

令和2年9月 北九州市議会定例会の概要

1 会 期

令和2年9月3日（木）～10月6日（火） [34日間]

2 議 案

- 令和元年度北九州市一般会計決算（教育委員会所管分）について
- 令和2年度北九州市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について

3 代表質疑及び一般質問

令和2年9月10日（木）～9月16日（水）

※ 概要については、P. 4～P. 24のとおり

【目 次】

◇9月10日（木）

会派名	議員名	会派質疑/一般質問	所管課	ページ
ハートフル北九州	三宅 まゆみ	○教育について		
		・特別支援教室の昨年度の事業成果と課題及び今後の拡大計画について	特別支援教育課	4
		・給食調理室の空調整備について	学校保健課	5
日本共産党	田中 光明	○教員の非正規問題について		
		・正規率向上の目標設定について	教職員課	6
		・年度途中で任期が満了する育休代替講師への配慮について	教職員課	7
日本共産党	藤沢 加代	○教育の課題について		
		・少人数学級について（20人以下学級・35人以下学級）	教職員課	8
		・小規模校の統廃合の中止について	企画調整課	9
		・学校の施設設備（手洗い場）の改善について	施設課	10
		・集団フッ素塗布について	学校保健課	11

◇9月11日（金）

会派名	議員名	一般質問	所管課	ページ
ハートフル北九州	中村 義雄	○新型コロナウイルス感染防止のための活動自粛の副反応について		
		・中一ギャップ及び小1プロブレムについて	指導第一課 指導第二課	12
自由民主党	吉村 大志	○小中学校での修学旅行の実施について		
		・修学旅行を実施することに至った経緯について	指導第二課	13
ハートフル北九州	福島 司	○小中学校廃校の跡地問題について		
		・学校跡地活用の教育委員会の基本的な考え方と個別具体的な方針について	企画調整課	14

◇9月14日（月）

会派名	議員名	一般質問	所管課	ページ
村上さとこ	村上 さとこ	○コロナ禍における「社会・経済活動継続」と「命・健康」の両立のための施策について		
		・日本小児科学会の見解を受けた新たな対策等について	学校保健課	15
日本共産党	藤元 聡美	○消毒のための学校業務補助員について		
		・全ての小中学校への配置及び大規模校での複数配置について	教職員課	16

◇9月15日(火)

会派名	議員名	一般質問	所管課	ページ
公明党	富士川 厚子	○不登校児童生徒の支援について		
		・子どもたちへのストレスチェックについて	指導第二課	17
		・タブレット端末を利用したオンライン授業について (不登校児童生徒への学習支援)	指導第一課	18
日本共産党	山内 涼成	○教職員給与特別措置法の改正について		
		・1年単位の変形労働時間制の導入等について	教職員課	19
		・1クラス20人程度の少人数学級の実現について	教職員課	20
ハートフル北九州	大久保 無我	○学校とPTAとの基本的な考え方について		
		・学校側が協力するPTA活動に関する事務及びPTAのあるべき姿などの課題等を議論する場について	指導第二課	21
		・カタカナ語の濫用について	指導第一課	22

◇9月16日(水)

会派名	議員名	一般質問	所管課	ページ
ハートフル北九州	森本 由美	○学校でのいじめ防止について		
		・いじめが深刻化する前に解決するための知識や正しい方法を身につけられる研修の導入について	指導第二課	23
		○性暴力の根絶について		
		・性犯罪根絶に対する教育委員会独自の取組みについて	指導第一課 指導第二課	24

令和2年9月10日

「教育について」

令和2年9月議会 本 会 議

質疑者 ハートフル北九州 三宅 まゆみ 議員 回答者 教育長

(質疑)

特別支援教育の充実についての取り組みについて伺います。昨年度の事業成果と課題をお聞かせ下さい。また、今年度は、小学校は八幡西区に拡大し、中学校も思永中学校と志徳中学校に拡大していますが、今後の拡大の計画も併せてお聞かせ下さい。

(答弁)

教育に対して2点、お尋ねをいただきました。まず、1点目でございます。特別支援教室の昨年度の事業成果と課題、そして、今後の拡大の計画についてお答えさせていただきます。特別支援教室事業でございますが、通常の学級に在籍します軽度な障害のある児童生徒が、通級指導教室設置校に通うことなく、在籍校において特別な指導を受けることができる制度でございます。元年度、モデル事業として、小学校は小倉北区、中学校は浅川中学校で実施したところでございます。

この事業の成果ですけれども、保護者の送迎の負担が軽減したり、あるいは通級指導教室設置校へ移動がなくなることで児童生徒に時間の余裕が生まれて、通常の授業を受ける時間が増加できる、また、通級指導教員が学校を訪れることで学級担任との連携が充実することなどが挙げられます。

一方、課題として挙げられますのは、巡回指導教員の専門性のさらなる向上でございます。既存の通級指導教室では、特定の障害種に限定した指導を行っておりますけれども、特別支援教室では、各区に拠点校を整備して、区内を巡回して指導を行うために、担当する教員はあらゆる障害種のニーズに対応できる幅広い専門的知識や指導方法を兼ね備える必要がございます。

そのために、小倉北区の小学校では5名の巡回指導教員が、様々な障害種の児童約60名おりますが、個別の指導を行うに当たって、ペアで学校訪問してお互いの指導方法を確認したり、指導後に指導効果の検証や指導方法に関する情報交換をしたりなどしまして、チームとなって指導力や専門性の向上に努めているところでございます。

今後の方針でございますけれども、特別支援教室につきましては、児童生徒や保護者にとってメリットが大きいところから、今後も、様々な障害種に応じた指導方法や知識を蓄積するなどして、専門性を有する教員の育成を図りながら、特別支援教室をできるだけ早く全市に展開できるように整備を進めてまいりたいと考えております。

令和2年9月10日

「教育について」

令和2年9月議会 本 会 議	
質疑者 ハートフル北九州 三宅 まゆみ 議員	回答者 教育長

(質疑)

次に学校給食について伺います。昨年度、給食調理室の温度の測定はされていますでしょうか。できるだけ早い給食調理室の空調整備が求められます。万が一の災害時にも時期を問わず使用ができると思います。見解をお聞かせ下さい。

(答弁)

続きまして、給食調理室の空調整備についてです。温度の測定を行っているのか、出来るだけ早く空調の設置を求めますというご質問でございました。

本市では給食調理室のエアコンにつきましては、令和元年度から設置を開始して、現在7校に設置しております。

給食調理室の温度に関しましては、文部科学省が定めております「学校給食衛生管理基準」に基づいて、毎日、学校給食の日常点検票に記録をしております。

昨年でございますが、7月1日から7月18日の間の調理中の平均温度は27.8度で、今年と同じ時期は26.8度でありました。また、今年は夏休みを短縮しましたが、7月下旬および8月下旬の今年の平均温度は31度といった状況でございます。

給食調理室の熱中症対策としましては、これまでは扇風機の使用や調理室への飲み物の持ち込み、また、冷却用のネッククーラーの使用などで予防に取り組んでまいりました。

加えまして、今年度は、エアコン未設置の給食調理室に対しましては、スポットクーラーをレンタルで設置したり、また、給食調理員が希望いたします飲料水や、塩分が補給できるタブレットのほかに、大型サーキュレーターなどを購入できるような費用を各学校に令達したところです。このように新たな熱中症対策を講じました。

今後の課題でございますけれども、初めてスポットクーラーを設置しましたが、あくまでも部分的なスポットであるために、「部屋全体が冷えない」とか、あるいは「熱風が排気されるために、場所によってはかえって温度が上がる」といった課題も見つかりまして、抜本的な解決には至っておりません。

また、学校内のエアコンにつきましては、まだ設置されていない一部の特別教室ですとか、更新時期を迎えます職員室などの管理諸室、さらに今回未設置の給食調理室などを含めましていくつもの部屋がございます。今後の課題であるというふうに考えております。

これらの整備につきましては、多額の費用が必要となることから、国の補助事業の動向なども踏まえながら、引き続き、関係局と優先度なども検討しながら進めてまいりたいと考えております。

令和2年9月10日

「教員の非正規問題について」

令和2年9月議会 本 会 議	
質疑者 日本共産党 田中 光明 議員	回答者 教育長

(質問)

教員の正規率について、早急に90%台を実現し、100%を目指すべきと考えますが、教育委員会は正規率の向上の目標をどのように設定しているのか、答弁を求めます。

(答弁)

教育委員会では、正規教員の割合について、90%達成を目標に、これまで新規採用者数の増加や定年退職者への再任用の働きかけなどの取組みを進めてまいりました。

その結果、令和2年5月現在での正規割合は、小学校、中学校、特別支援学校の平均で89.5%となっておりまして、特に、小・中学校におけます正規の割合につきましては、昨年度の89.9%から、今年度は92.8%にまで上昇しております。

特別支援学校の教員についてですけれども、近年の特別な支援を必要とする児童生徒数の増加に伴いまして、学級数の増加の結果、教員定数が増えまして、正規の割合は微増にとどまっております。しかしながら、平成30年度以降に、新規採用者数を増やすなど、優れた資質をもつ正規教員の確保に努めているところでございます。

特別支援学校の教員ですけれども、小学校又は中学校の教員免許に加えまして、特別支援学校の免許を有しなければ採用試験を受験できません。免許所持者が少ないために、他校種と比較しまして、志願者が少ない状況にございます。

そこで、本市では、平成30年度実施の採用試験からは、受験資格、いわゆる免許要件ですけれども、その緩和を行いまして、一人でも多くの志願者確保に向けました取組みを進めております。なお、本年度の実施試験におけます特別支援学校教員の採用予定者数は、昨年度から10名増加させて60名を予定しております。

さらに、非正規教員を含めます特別支援学校免許を有しない教員の免許取得に向けました免許法認定講習の開催などを行って、特別支援学校における教員の専門性の向上等にも取り組んでいるところでございます。

正規率向上の目標設定でございますが、正規割合の更なる向上は、今後とも課題であると認識しておりますけれども、来年度以降の学級数の変動だとか、あるいは国の施策の動向など不確定な要素が多いことなどから、正規率の割合は90%以上を目標と設定しております。

いずれにしましても、採用倍率等を踏まえながら一定規模の新規の採用を進めるとともに、退職者への声かけの強化などによりまして、再任用者を確保するなど、引き続き、正規の割合の向上に努めてまいりたいと考えております。

令和2年9月10日

「教員の非正規問題について」

令和2年9月議会 本 会 議	
質疑者 日本共産党 田中 光明 議員	回答者 教育長

(質問)

育児休業の代替教員について、教育委員会は、せめて年度内の仕事を紹介できるように配慮すべきと考えますが、答弁を求めます。

(答弁)

育児休業の代替講師については、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づきまして、本務者の育児休業の期間を任用の期間としておりまして、この任用期間については、任用の際に交付いたします「辞令書」において明示して、本人も了承をされております。

しかしながら、これら育休代替等の講師の任期が年度途中で満了となった場合には、教育委員会では、児童生徒数に基づいて算定された教職員定数の中で、代替講師等の配置が必要な学校を確認しまして、講師の任用上の希望等も踏まえた上で、再度の任用についての検討を行っております。

このような流れの中で、多くの講師に対しまして、再度の任用の打診をしているところです。その結果、令和元年5月1日現在で任用しておりました講師の中で、年度途中で任用が満了になった方は86名いらっしゃいますが、86名の講師のうち73名については、3月末まで再度の任用を行ったところです。

残りの13名についてですが、年度末までの再度の任用をしなかった理由といたしましては、そもそもその講師の方が再度の任用を望まなかったケース、再度の任用を行ったものの、3月末までの任用ではなかったケース、また、配置が必要な学校が所在する区や担任業務の有無など講師の希望と合わなかったケース、そしてまた、中学校は教科担任制であるために、欠員が生じている教科とその講師が所持している教員免許が合わなかったケース、さらにまた、学校の実情や講師の勤務実績だとか、あるいは経験などを総合的に勘案した結果、任用を見合わせたケース、こういったことなどの理由が挙げられます。

いずれにいたしましても、このように、教育委員会では、年度途中で任期が満了する講師に対しましては、配慮を行っているところでございます。講師の任用にあたりましては、今後とも引き続き、適正な任用に努めてまいりたいと考えております。

令和2年9月10日

「教育の課題について」

令和2年9月議会 本 会 議	
質問者 日本共産党 藤沢 加代 議員	回答者 教育長

(質問)

コロナ禍の状況を踏まえ、20人程度の少人数学級の必要性について、併せて先生も増やし来年度一気に20人学級の計画をすすめるようではありませんか。答弁を求めます。
 現在足踏みしている35人以下学級の拡大について、すぐに35人以下学級にするべきです。答弁を求めます。

(答弁)

本市においては、学校における新型コロナウイルス対策として、国の通知を踏まえながら、児童生徒の健康観察をはじめ、手洗い、マスクの着用や清掃・消毒の徹底、換気の徹底などに取り組んできました。

教室内での身体的距離については、教室の物品整理や机の配置の工夫を行うことによって、国の衛生管理マニュアルの行動基準を満たしています。

また、本市では、新型コロナウイルス感染症の感染予防や感染拡大防止だけでなく、児童生徒の十分な学習の機会を確保する必要があることから、15名の教員を今年度に限り、追加配置することとしました。

この15名の教員は、最終学年の少人数による学習指導の充実のために、新型コロナウイルス感染症の陽性患者が確認された学校を中心に配置していますが、学校からは、「個別指導の充実に取り組むことができるようになった」等の声が聞かれました。

一方で、本市における少人数学級編制については、国の小学校1、2年生に加えて、小学校3年生と中学校1年生についても、加配教員を活用して、独自に35人以下学級を実施しています。

さらに、小学校4年生から6年生、中学校2、3年生についても、校長の裁量による35人以下学級を実施しており、国よりも充実した制度となっていますが、少人数学級の推進については、これまでも他都市の動向をはじめ、様々な調査・研究を行ってきました。

また、少人数学級の推進については、調査・研究だけではなく、国に対して指定都市教育委員会協議会を通じた要望を続けており、さらには、本市独自でも、令和2年8月に国に対して要望を行ったところでございます。

さらには、全国知事会長、全国市長会長、全国町村会長の連名で、「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」の中で、「少人数編制に向けた教員の確保」についても要望されています。

一方で、国会においても、文部科学大臣が、「コロナ後の学校のあり方というのを幅広く検討していきたい」、「全ての子供たちの学びを保障するための少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備などについて、関係者間で丁寧に検討してまいりたい」と答弁したことは承知しています。

加えて、国において、8月25日に「教育再生実行会議」が開催され、今後は、「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備」について、ワーキンググループを立ち上げ議論することとしています。

本市としては、(20人以下学級にしる、35人以下学級にしる、)少人数学級の推進という観点には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止という新たな問題が加わってきたので、以上のような国の動向を注視しながら、引き続き調査研究を行ってまいりたいと考えております。

令和2年9月10日

「教育の課題について」

令和2年9月議会 本 会 議	
質問者 日本共産党 藤沢 加代 議員	回答者 教育長

(質問)

「学校規模適正化」の名目で進めている小規模校の統廃合の中止について、今一度ここで立ち止まるべきです。答弁を求めます。

(答弁)

続きまして、学校規模適正化に関する問題でございます。小規模校の統廃合を中止するべきだという問題でございます。学校規模適正化の意義でございますが、義務教育段階の学校におきましては、児童生徒の能力を伸ばしつつ、集団の中で多様な考え方に触れて、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、社会性や規範意識を身に付けさせることが大切であります。

そうした教育を十分に行うためには、小・中学校において、一定の集団規模が確保されている必要があると考えております。そのような観点から、教育委員会では、学校規模適正化の取組みを進めているところでございます。

学校規模適正化の取組みを進めるにあたりましては、小・中学校ともクラス替えができて、かつ、中学校におきましては授業時数の多い5教科に関わりまして複数の教科担任を配置できる規模から、国の示す24学級までを適正規模というふうに考えております。

また、統合してもなお適正規模に達しない場合であっても、複式学級の解消や単学級の学級規模の拡大など、教育効果の向上が図られる場合には、学校統合を進めているところであります。

これまで、このような方針のもとで、令和元年度には、伊川小学校と松ヶ江北小学校を、そして、北小倉小学校と中井小学校を、令和2年度には花房小学校と安屋分校の統合を行なったところでございます。

統合後の子どもの意見でございますが、令和元年度に統合しました両校の児童生徒を対象に実施しました「学校統合に関するアンケート」では、約9割の児童が「学校が統合して良かった」と回答しておりまして、その理由といたしまして「友達が増えた」、「学校が賑やかになった」、「勉強が楽しくなった」等を挙げております。

今後も、児童生徒が切磋琢磨出来る教育環境を整備いたしまして、教育効果を向上出来るように、児童生徒・保護者、地域の協力を得ながら、取組みを進めてまいりたいと考えております。

令和2年9月10日

「教育の課題について」

令和2年9月議会 本 会 議	
質問者 日本共産党 藤沢 加代 議員	回答者 教育長

(質問)

学校の施設設備の改善について、様々な行動の制約がある中、せめて異クラス共同の手洗い場の数を増やすことは緊急にできるのではありませんか。答弁を求めます。

(答弁)

学校施設の整備につきましては、平成30年3月に策定しました「北九州市学校施設長寿命化計画」などに基づいて、大規模改修、外壁改修、トイレの整備など、児童生徒の安全・安心を念頭に様々な取組みを進めてまいりました。

手洗い場の改修や増設につきましては、給排水管の設置や管を太くするいわゆる増径工事が必要となりまして、場合によっては足場の設置や、掘削作業、壁のはつり作業など大規模な工事が必要となってまいります。

そのため現状では、大規模改修にあわせ、設計の段階から、学校の要望などを聞いて、場所や数を検討の上で、計画的に行っているところです。

手洗い場の改修内容ですけれども、改修する場合に、人造石研ぎ出し製のいわゆる石造りでございますが、石造りの手洗い場をステンレス製のものに取り換えたり、あるいは蛇口の数も学校の要望に答えて変更しているところでございます。

また、手洗い場の改修には、多大な費用を要しますし、また工事期間中は騒音や振動、児童生徒の安全確保などの課題もありまして、増設においては場所の確保も必要となります。

現在の学校の対応でございますけれども、手洗い場の利用については、各学校では蛇口を一つ置きに使用したり、教室から少し離れた手洗い場も活用するなど、それぞれ工夫を凝らして対応しておりまして、新型コロナウイルスの感染予防といたしまして、3密にならないように努力しているところでございます。

また、手洗い場とあわせまして、児童生徒がいつでも使用できるように、教室の入り口にはアルコール消毒液を設置しているところです。

このように、それぞれの学校の状況に応じて対処しておりまして、手洗い場につきましても、今後とも大規模改修などの際に、必要に応じて改修することとしたいと考えております。

令和2年9月10日

「教育の課題について」

令和2年9月議会 本 会 議	
質問者 日本共産党 藤沢 加代 議員	回答者 教育長

(質問)

本市は、このコロナ禍を機に学校での集団フッ素塗布をいったん中止し、必要性、有効性、安全性など総合的に検証すべきです。答弁を求めます。

(答弁)

最後に、集団フッ素の塗布について、学校で集団塗布をいったん中止し、必要性、有効性、安全性などを検証すべきという質問でございます。

フッ化物を活用したむし歯の予防方法は、WHOをはじめ厚生労働省も推奨しておりまして、その方法といたしましては、フッ化物塗布とフッ化物洗口等がございます。

本市におきましては、昭和48年からフッ化物塗布を毎年、小学校2年生と3年生の希望者に対して年2回実施しておりまして、令和元年度は延べ22,048人、率にいたしまして実施率が69.9%となりますが、子どもたちが受けております。

効果の検証でございますけれども、平成26年度には、フッ化物塗布の効果について調査を実施いたしました。フッ化物塗布を「4回すべて受けた者」と「1回も受けていない者」につきまして、受ける前の2年生の時点と、受けた後の4年生の時点での永久歯のむし歯の状況を比較したところでは、

その結果、「4回すべて受けた者」のむし歯等の保有状況を表しますDMF指数というもの一人あたりの平均が、0.27本増加していたのに対しまして、「1回も受けていない者」の場合の割合は0.33本増加しておりまして、率にいたしまして18.2%の予防効果があったということが確認できております。同様に、最初に生える奥歯であります第一大臼歯に限定いたしますと、28.1%の予防効果があります。

新型コロナウイルスの感染が心配される今年度でございますが、委託先であります本市の歯科医師会と協議を重ねまして、新たに「実施マニュアル」を作成いたしました。

これは、具体的には、換気やソーシャルディスタンスの確保といった通常の感染症対策に加えまして、フッ化物塗布の際に生じます児童の唾液からの感染を防ぐために、今年は個人個人のタオルではなくて、その場で捨てられるペーパータオルを使用するとともに、児童の塗布が終わるごとに接続コードや椅子をアルコール消毒するなどの対策を講じることとしておるところです。

また、事前の保護者向けの説明文には、感染予防策について記載をしたうえで希望者を募っております。すでに始まった今年度のフッ化物の塗布もこれまでは円滑に実施できているところでございます。

本市の「むし歯のない児童」の割合は、年々改善傾向にありますものの、依然として全国に比しまして低い傾向にあります。そのため、フッ化物洗口を含めまして、むし歯の予防法につきましては、市の歯科医師会と協議をしたり、また、他都市の状況やその方法や効果を調査して、勉強してまいりたいと考えております。

令和2年9月11日

「新型コロナウイルス感染防止のための活動自粛の副反応について」

令和2年9月議会 本 会 議

質問者 ハートフル北九州 中村 義雄 議員

回答者 教育長

(質問)

中学1年生が学校に馴染めない「中1ギャップ」について、本市の現状とその対策について意見を、見解をお尋ねします。また、「小1プロブレム」の現状をどのように把握して、対策をどのように考えているのか合わせて見解をお尋ねします。

(答弁)

感染予防のための、活動自粛の副反応のうち「中1ギャップ」や「小1プロブレム」の現状とその対策について、お尋ねいただきましたのでお答えします。中学校へ入学した際に、それまでの学級担任制から教科担任制になります教育環境の変化、あるいは新たな人間関係などによりまして、いじめが起きたり、不登校になったりいたします、いわゆる「中1ギャップ」につきましてはかねてより重要な課題であると考えております。

特に今年の中学1年生についてですが、コロナ禍で入学式もなく、また休校が長期化していたために、学校の再開後にアンケートを行いました。え、その中で、友人ができるだろうか、授業についていけるだろうか、部活動ができるのだろうかなどという不安やストレスを訴える生徒がおります。

そこで、不安やストレスを訴えた生徒に対しましては、担任が時間をかけて面談を行って、きめ細かに対応することで、円滑な学校生活を過ごせるように取り組んでまいりました。

教育委員会といたしましても、個々に応じた適切な対応を行うために、スクールカウンセラーによります「子ども電話相談」を開設しております。相談の中では、中学1年生が、内向的な性格のために、友人ができないことを吐露してきたものもございました。その後、スクールカウンセラーが関わったことで、その子は学校との連携も上手くいって、その生徒さんが、友人関係や学校生活に徐々に慣れていったというふう聞いております。

また、例年は9月に行っております全児童生徒を対象といたしました「いじめに関するアンケート」でございますが、これを今年は実施期間に幅をもたせまして、これまで以上に一人ひとりの不安やストレスなどをきめ細かに把握した上で、その情報を全職員で共有して、スクールカウンセラーにつなぐなど、丁寧に対応しているところでございます。

また、小学校1年生の課題でございます、「小1プロブレム」の対策につきましてですが、今年度は、新入生の歓迎集会ができなかった代わりに、在校生からのビデオレターだとか、あるいは、新入生一人ひとりにメッセージカードをプレゼントするなど、新入生が小学校生活に早く馴染めるような取組みを各校において工夫して行っているところでございます。

今後とも、「中1ギャップ」だとか「小1プロブレム」によります、不安やストレスを抱える児童生徒に対しましては、しっかりと寄り添って、一日でも早く楽しい学校生活を送れるように取り組んでまいりたいと考えております。

令和2年9月11日

「小中学校での修学旅行の実施について」

令和2年9月議会 本 会 議

質問者 自由民主党 吉村 太志 議員

回答者 教育長

(質問)

小学校、中学校の修学旅行の実施の可否について、様々な検討を重ねてこられたと思いますが、この厳しい状況の中、修学旅行を実施することに至った経緯について、お聞かせください。

(答弁)

最後に、小、中学校での修学旅行について、修学旅行を実施することに至った経緯についてお尋ねを頂きました。今年度の修学旅行につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、校長の代表で構成いたします修学旅行検討委員会で2学期以降への延期を一旦決定したところです。そして、その後も実施の可否等について協議を重ねてまいりました。

この、検討委員会で出た意見といたしましては、「感染防止対策を施しながら、はたして安全に実施できるのか」、「感染者が出た場合に近い方が対応しやすい」、「地元北九州で行い、その良さを再確認してはどうか」、また、「感染防止対策を施して、予定通り近隣県に行ってそちらで実施したい」などの様々な意見が出ました。

検討委員会の結論といたしましては、感染症の心配はございますが、教育的な意義や思い出づくりという点で、実施したいという意見が多かったために、修学旅行を実施することを決定したところです。

一方で、臨時休校等による教育課程の進行状況やあるいは各学校の実情などから、内容を一律に行うのは難しいとの判断に至りました。

こうしたことから、今年度の修学旅行につきましては、まず、中学校は、例年通りの関西方面では実施しないことといたしました。そして、また、各学校の感染状況や教育課程の進行状況等に応じて、1日または2日間で実施するということや旅行先は市内、県内、近隣県とすることなどの基準を教育委員会が通達をして、学校ごとに内容を決定することとなりました。

また、旅行先についてでございますけれども、産業経済局等関係の局にも協力していただきまして、宿泊できる施設や学習・体験できるプランを学校へ提案しました。その結果、小学校におきましては、市内に宿泊いたします予定の学校が42校、市外宿泊が60校、日帰りが25校、中学校におきましては、市内宿泊が2校、市外宿泊が3校、日帰りが57校という、こういった行程で実施する予定となっております。

すでに幾つかの学校が実施しておりますけれども、今後も感染状況をしっかりと注視いたしまして、感染予防対策を徹底しながら、安全な実施に向けて引き続き学校を支援してまいりたいと考えております。

令和2年9月11日

「小中学校廃校の跡地問題について」

令和2年9月議会 本 会 議	
質問者 ハートフル北九州 福島 司 議員	回答者 教育長

(質問)

現在市内にある学校跡地の活用について、教育委員会の基本的な考え方と個別具体的な方針があればお聞かせください。

(答弁)

最後に私から、学校跡地の活用につきまして、教育委員会の基本的な考え方と方針についてお答えいたします。

学校統廃合によりまして学校跡地が発生する場合には、教育委員会が窓口となって、地元への説明や統廃準備委員会等で、跡地利用に関する意見があればお伺いすることとしております。

その際、地元や団体、あるいは企業等からの要望や内容が伝わってまいりましたら、教育委員会以外の部局に関するものでありましたら、教育委員会から関係部局へ伝えておるところでございます。

教育委員会の基本的な考え方ですが、跡地の利活用につきましては、このような地元の要望等も踏まえまして、まずは所管局であります教育委員会の中で有効活用に向けての検討を行うとともに、測量等の手続きに入ることとなります。

教育委員会の中で利活用の予定が無い場合の対応でございますが、その場合は、市の方で一元的に管理されて、まちづくりの視点を取り入れながら、全市的な観点から検討が行われるというところでございます。

令和2年9月14日

「コロナ禍における「社会・経済活動継続」と「命・健康」の両立のための施策について」

令和2年9月議会 本 会 議	
質問者 村上さとこ 村上 さとこ 議員	回答者 教育長

<p>(質問)</p> <p>最後に、学校における感染予防などについて、お伺いいたします。</p> <p>日本小児科学会の見解を受け、学校で何か新たな対策が取られることはあるのでしょうか。また、家庭に対し、新たな注意喚起は行われるのでしょうか。併せて見解をお伺いいたします。</p>
<p>(答弁)</p> <p>最後に、学校における感染予防について、日本小児科学会の見解を受けて新たな対策を取ることがあるか、また、家庭に対して新たな注意喚起が行われるのかというご質問でございます。</p> <p>本市の学校におけます新型コロナウイルス感染症予防及び感染拡大防止対策につきましては、本年5月に作成しました「学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症対応保健マニュアル」に基づいて実施しております。</p> <p>この本市の保健マニュアルは、国が示します「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」というマニュアルの見直し内容を踏まえながら適宜改訂を行ってきております。また、直近の9月3日に改訂された国の衛生管理マニュアルの内容につきましては、遅滞なく、既に学校に通知したところでございます。</p> <p>日本小児科学会の見解でございますが、ご指摘のホームページには、「感染しやすさは成人と変わらない、家庭内で感染している例が多い、嗅覚や味覚の異常は子どもでは少ないようだが注意は必要」等の情報が掲載されていることは事実でございます。</p> <p>学校における感染予防の取り組みでございますが、本市の保健マニュアルでは、家庭内で感染する可能性があることも想定いたしまして、「同居の家族にも検温や体調確認に取り組んでいただき、変わったことがあれば学校にも伝えるよう保護者に周知する」というふうにしております。また、マニュアルとは別に、同様の趣旨に関する通知を必要に応じて出しているところであります。</p> <p>さらに、嗅覚や味覚の異常につきましても、毎日家庭で確認をして「健康チェックリスト表」に記載した上で登校することとしておりますが、今月には、改めまして、チェック項目の各症状の「ある」・「ない」につきまして、保護者の方が子どもの症状を正確に確認するように、全家庭、全保護者に対して依頼したところでございます。</p> <p>なお、マスクの着用や手洗いの励行、ソーシャルディスタンスの確保等、基本的な感染症対策につきましては、児童生徒は教職員と同様に取り扱ってございまして、学校における様々な活動場面で学校全体で感染予防に努めているところでございます。</p> <p>今後も引き続き、国の動向等を踏まえまして、感染症対策の徹底を図って、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組んでまいります。</p>

令和2年9月14日

「消毒のための学校業務補助員について」

令和2年9月議会 本 会 議	
質問者 日本共産党 藤元 聡美 議員	回答者 教育長

(質問)

業務補助員を全ての小中学校で確実に配置する方策、並びに大規模校では業務補助員の複数配置が必要です。見解を伺います。

(答弁)

現在、各学校や幼稚園では、手洗いの徹底やマスクの着用等、児童生徒個人による日常の健康管理とともに、教職員等が役割分担を行いながら、児童生徒の感染症対策に取り組んでおります。

8月に文部科学省から発出されました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」では、学校における感染症対策については、新たに「通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする」など、消毒作業の簡素化が示されております。

しかしながら、予防対策の徹底や教員の負担軽減を図るため、本市では、引き続きこれらの業務に専属的に従事します「学校業務補助員」を、令和2年度末までの配置を延長するのに必要な補正予算を今議会に計上させていただいたところでございます。

人材確保に向けた取組みですが、今回予定しております募集については、これまでよりも長期に安定した雇用となりますように、任用期間を約半年間といたしました。また、9月以降、新たに「4時間勤務」の職を設定したことも含めまして、任用される者が状況に応じて柔軟に働くことができる条件整備を検討するなど、より働きやすく、応募しやすいように努めてまいりたいと考えております。

また、これまでの募集方法でございます市ホームページだとかハローワークを通じた公募、また、地域人材等への声かけに加えまして、柔軟な働き方ができることを併せて広く周知するために、市政だよりへの掲載等、更なる広報活動の強化を行う予定でございます。

なお、学校業務補助員の複数配置についてでございますが、現在の配置状況や個別の学校事情等、学校現場の声をまず踏まえまして、学校規模の大小にかかわらず、配置方法の工夫だとか、その他の人的活用等、必要に応じて今後検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、引き続き、学校業務補助員の全校配置を目指しますとともに、学校・幼稚園におけます予防環境の徹底等、感染症対策に努めてまいります。

令和2年9月15日

「不登校児童生徒の支援について」

令和2年9月議会 本 会 議	
質問者 公明党 富士川 厚子 議員	回答者 教育長

(質疑)

新型コロナウイルスによる日常生活の変化により不登校になることが多いと言われていますが、本市では、子どもたちへのストレスチェックなどを実施していますでしょうか。見解をお伺いいたします。

(答弁)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、児童生徒のストレスや不安を和らげることは、大変重要なことだと認識しております。

このために、これまでの本市の学校における対応でございますが、イライラしたり、カッとなったりしましたかなど、心の状態の変化を把握するためのアンケートを、長期休業後の5月の分散登校の時などに、全児童生徒を対象に実施したところであります。

このアンケートの中には、「勉強についていけないだろうか」、「友達ができるだろうか不安だ」、「家にいると兄弟げんかが多い」などの不安や相談の声もあがっております。

学校が本格的に再開いたしましたからは、このアンケートを基に担任が面談を行って、ストレスや不安を抱えていないかなど個別に確認しながら、児童生徒に寄り添った対応を行ってまいりました。

また、担任だけでは対応できない相談につきましては、スクールカウンセラーと面談を行うようにしまして、児童生徒の心のケアを図ってきたところであります。

さらに今後の予定でございますが、全児童生徒を対象に例年行っております「いじめに関するアンケート」というものがございます。これを実施した後に行う予定になっております面談の時間を活用して、児童生徒が抱えているストレスの状態についても確認を行うこととしております。

新型コロナウイルス感染症が児童生徒に対して与える心理的影響は、長期に渡ることが懸念されます。今後も、アンケートを含め様々な方法で、児童生徒のストレスや不安を早期に把握して、心のケアに努めて、不登校の未然防止に取り組んでまいります。

令和2年9月15日

「不登校児童生徒の支援について」

令和2年9月議会		本 会 議	
質問者	公明党	富士川 厚子 議員	回答者 教育長

(質問)

不登校の児童生徒への学習支援として、タブレット端末を利用した ZOOM や YouTube によるオンライン授業というものは考えているのでしょうか。見解をお伺いいたします。

(答弁)

続いて2点目でございます。タブレット端末を利用したオンライン授業を考えていますか、というお尋ねでございます。

不登校の状態にある児童生徒に、多様な教育機会を提供することで将来の社会的自立に向けた支援を行っていくことは、これからの学校教育にとって重要なことであると認識しております。

そこで本市の現状でございますが、本市の教育センターのホームページ内に特設サイトを開設して、指導主事が作成した授業動画を配信するとともに、とりわけ進路保障の観点から中学校3年生を対象にウェブ会議システムを活用して双方向型のオンライン授業を行うなど、ICTを活用した学習コンテンツの提供も行っております。

このオンライン授業の成果と課題でございますが、本市で現在実施しております双方向型のオンラインのライブ授業でございますが、保護者や生徒の評価も高く、授業後のアンケートには、「自分からパソコンに向かって学習するようになってきた」などの声が、あがっております。

ただ一方で、本来、他の業務を担っている指導主事が交代で授業を行っているために、中学校3年生における実施だけでもかなりの業務負担が重なってきておりまして、令和3年度以降も同様の取組を行うことは困難な状況でございます。

そのために、今後の取組といたしまして不登校児童生徒へのICTを活用した学習支援の次なる方策につきましては、教育委員会において、現在検討しているところでございます。

ちなみに他都市ございますが、学校の授業をそのまま配信している事例もございます。

ただその場合、現状では、話し合い活動をしている場面には、参加ができないことや、教室内の騒音などを拾ってしまったりして教師の声が聞きとりづらいこと、またプライバシーの配慮が難しいことなど、多くの課題があると私どもは考えております。

いずれにいたしましても、今後は、今回整備しますタブレット端末を不登校状態にある児童生徒の教育にも十分活かせるように、活用方法を研究いたしまして、学校に対してそのノウハウを周知してまいりたいと考えております。

令和2年9月15日

「教職員給与特別措置法の改正について」

令和2年9月議会 本 会 議	
質問者 日本共産党 山内 涼成 議員	回答者 教育長

(質問)

本市の教育現場の現状や業務改善の取り組みを踏まえたうえで、1年単位の変形労働時間制の導入について見解を伺います。

また、制度を導入する場合、1日の労働時間や、まとまった休日の付与の在り方、これをどのように設定するのか伺います。

(答弁)

休日の「まとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制は、1年単位で考えたときに全体として休日の増加などが期待される場合に有効な制度であり、客観的な勤務時間管理の徹底等、他の施策と相まって学校における働き方改革を進めるための一つの選択肢になり得る仕組みとなっております。

本市の学校における働き方改革についてですが、平成31年3月に「学校における業務改善プログラム<第2版>」を策定いたしまして、これまで、スクール・サポート・スタッフ配置の充実や部活動指導員の拡充、また、専科指導の推進など、様々な業務改善の取組みを行ってまいりました。

また、本年6月には教育職員の業務量の適切な管理等必要な措置を行うために、「北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」を一部改正しまして、業務改善の取組みとともに在校等時間の削減に努めているところであります。

このような中で、本年度の在校等時間の状況につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症の影響から、学校では臨時休業や長期休業日の短縮、また、2学期制の実施など、平常時と異なる状況にありまして、また、来年度以降につきましても、勤務状況が流動的になることが想定されております。

こうしたことから、本制度の導入についてや、またその際にあわせて考えるべき、1日の労働時間やまとまった休日の付与の在り方等、本制度活用の際の運用につきましては、学校での新型コロナウイルス感染症の対策を進める中で、他都市の状況や学校現場の意見を踏まえまして、引き続き、調査・研究を続けてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、学校における働き方改革を進めるうえで、業務改善は、喫緊の課題であると考えておりまして、子どもと向き合う時間の確保や教職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、引き続き、全力で取組んでまいります。

令和2年9月15日

「少人数学級について」

令和2年9月議会 本 会 議

質問者 日本共産党 山内 涼成 議員

回答者 教育長

(質問)

1 クラス20人程度の少人数学級を経験した現場の声を踏まえて、その実現について見解を伺います。

(答弁)

1 クラス20人程度の少人数学級を経験した現場の声を踏まえて、その実現について見解を伺うとの質問です。

本市の業務改善の取り組みですが、本市におきましては、より実効性のある業務改善の取り組みを進めていくために、昨年度から、管理職、学校事務職員、教諭に加えまして、PTAの代表者を構成員といたします「北九州市立学校における業務改善推進拡大会議」を開催しております。今年度も、この会議の構成員の声を丁寧に聞きながら、業務改善の取り組みを全力で進めているところでございます。

また、今年度行った分散登校についてですが、本市の児童生徒にも新型コロナウイルス感染症の陽性患者が出るなど厳しい状況の中で、臨時休校措置から段階的に学校を再開する手段といたしまして、5月に3日間、6月の10日間の計13日間を、クラスを半分に、分散登校としたところであります。この分散登校期間中は、児童生徒が円滑に学校生活を送れるよう、学習支援以外にも、心のケアを行うために、生活リズムや健康面などの状況把握ができるアンケート調査に加えまして、面談や教育相談を実施するなど、児童、生徒、個々の状況に応じた手厚い対応を取ったところでございます。

一方で、少人数学級の推進につきましては、いじめ等の課題や基礎学力の向上など個に応じたきめ細かな指導を実現するために、国に対して指定都市教育委員会協議会を通じた要望を続けておりまして、本市独自でも、令和2年8月に国に対して要望を行ったところです。さらには、全国知事会、全国市長会、全国町村会それぞれの会長名によります「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」の中で、「少人数編制に向けた教員の確保」について要望が出されております。

なお、国の動向ですが、国におきましては8月25日に「教育再生実行会議」が開催されて、今後は、「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備」について、ワーキンググループを立ち上げて議論することとなっております。

本市といたしましては、以上のような国の動向を注視しているところでありまして、引き続き調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

令和2年9月15日

「学校とPTAとの基本的な考え方について」

令和2年9月議会 本 会 議

質問者 ハートフル北九州 大久保 無我 議員 回答者 教育長

(質問)

教育委員会として各学校に対して、PTA会費の徴収や、資料配布などの学校側が協力するPTA活動に関する事務について、業務委任契約を締結するなど、適切な学校運営となるような方針を示すべきと考えますが、見解を伺います。

本市においても、学校や保護者、PTAなどが抱える実態と問題を把握するための調査を行い、PTAと学校とのかかわり方について今後のPTAのあるべき姿、法的に解決しなければならない課題や、保護者の想いや考えを幅広く集め考え議論や検討する場を教育委員会が設けるべきなのではないかと考えますが、見解を伺います。

(答弁)

PTAと学校との関わりですが、今回の新型コロナウイルス感染症への対策を含めまして、日頃よりPTAの皆様には、学校教育の充実に多大なるご協力をいただいております。可能な範囲で必要な協力をしていくべきと考えています。

業務委任契約の締結についてです。議員ご指摘の、学校におけるPTA会費の徴収や、PTAの書類を配布することについては、必ずしも委任契約がなければ、職務専念義務違反になるとは考えていません。しかしながら、学校とPTAとの関係をより明確にすることは、PTA活動の自主性を尊重する上でも望ましいため、今後、PTA協議会及び校長会と協議の上、具体的な方策を検討してまいりたいと考えています。

また、今後のPTAのあるべき姿などを検討する場についてであります。PTAは一般的に、社会教育関係団体と位置付けられる団体でありまして、社会教育関係団体に関しては、社会教育法において、「地方公共団体は、いかなる方法によっても、その事業に干渉を加えてはならない」とされているところです。

この、社会教育法の規定に基づきますと、基本的には、教育委員会が主導してPTAのあるべき姿などについて検討する場を設けるものではないと考えています。

しかしながら一方で、PTAには可能な範囲で協力することは重要であると考えておりまして、例えば、PTA協議会からの求めに応じて、教育委員会から必要な情報を提供するといったようなことは積極的に行ってまいりたいと考えています。

今後ともPTA活動の自主的な改善に配慮しつつ、必要に応じて、PTA協議会や校長会と連携しながら対応してまいりたいと考えています。

令和2年9月15日

「カタカナ語の濫用について」

令和2年9月議会 本 会 議

質問者 ハートフル北九州 大久保 無我 議員 回答者 教育長

(質問)

小中学校等の教育現場においても、生徒間の情報格差を生まないように、安易にカタカナ語をしない、使用しないような教育方針を定めることが必要だと考えますが、見解をお伺いします。

(答弁)

つづきまして、カタカナ語の濫用について、小中学校等の教育現場において安易にカタカナ語を使用しないような教育方針を定めることが必要ではないか、というお尋ねでございます。

学校生活全般における言語環境でございますが、各学校におきましては、学習指導要領に基づいて、望ましい言語環境を整えるために、教師の話し言葉や校内放送、また、掲示物などにおきましては、正確な言葉を使うとともに、児童生徒の発達段階に応じた分かりやすい言葉で表現しております。

また、文部科学省の教科用図書の見定基準には、児童生徒が理解しにくい表現や誤解するおそれのある表現は使わないこと、また、学習指導要領に示す用語や教科に対応した学術用語集等の用語を使うこと、というふうに示されております。

このため、授業におきましては、教科書に基づいた指導を行うことで、外来語も含めて適切な言葉を使用して指導しているところでございます。

外来語の適切な使用につきましては、小中学校の国語科の授業で指導しております。例えば、小学校5年生の「和語・漢語・外来語」という単元で、言葉の意味や由来、ふさわしい言葉は何かを考えて使うことなどを学びまして、また、中学校3年生では、「和語・漢語・外来語」の使い分けについて、相手や場面に応じて適切な語を選ぶことを指導しております。

なお、本市ならではの取組みでございますが、国語の研究をしております折尾西小学校では、「言葉で説明する力を育てる学習指導」を主題といたしまして、相手に分かるように伝えることに重点をおいて研究を進めております。その研究の成果を、公開授業等を通じて市内の学校に波及させてきたところであります。

本市の学校教育におきましては、今後も引き続き、適切に言葉を使用するとともに、研究校の取組み等を通じまして児童生徒においても言葉を適切に使用できるように取り組んでまいります。

令和2年9月16日

「学校におけるいじめ防止について」

令和2年9月議会 本 会 議

質問者 ハートフル北九州 森本 由美 議員

回答者 教育長

(質問)

アンバランス・パワーやシンキング・エラーなどのメカニズムを学び、いじめが深刻化する前に解決するための知識や正しい方法を身に付けられるような研修を導入し、教員や児童生徒に対して行ってはいかがでしょうか。

(答弁)

いじめに対する正しい考え方や認知の在り方等を理解するための研修を行うことは、学校でのいじめ防止に効果的であると考えています。

そこで教員の研修ですが、これまで教育委員会では、いじめ問題に適切に対応するために、教職員向けに研修用の資料として「いじめ問題を見過ごさないために」というタイトルの教材を作成し、教職員の研修に活用してきました。

本教材では、休み時間中の友人関係、特にグループ内の力関係など、児童生徒を観る具体的なチェックポイントとして、「一緒に遊んでいる友達に、異常なほどの気遣いをしている様子が見られる」ことなど具体を挙げ、議員ご指摘のアンバランス・パワー、すなわち力の不均衡に関わる確認や対応などについても盛り込んでいます。

また、冷やかし等への対応として、「いじめている児童生徒も、自分がいじめているという認識が希薄になりがちなため、事実関係を確認しながら行為の理不尽さを理解させるとともに、相手の立場に立って心の痛みなどをしっかりと感じさせることが必要」であるなど、シンキング・エラー、すなわち間違った考えに関わる内容も盛り込んでいます。

さらに、児童生徒に対する指導ですが、本市が独自に作成しました、対人スキルアップのプログラムの教材であります、「北九州子どもつながりプログラム」というものを活用しまして、他者を理解することや、自分の気持ちをコントロールすることなど、人間関係づくりのスキルが身につくよう、児童生徒に指導しています。

例えば、低学年の「いろんなきもち」というプログラムでは、顔の表情の挿絵を見て、どんな状況・場面かを言葉を考え、友達の表情や様子の変化等から相手の気持ちを理解できるように育成しています。

今後とも積極的に、いじめの予防や対応の先進的な研究を取り入れて、教職員全体のいじめ対応スキルが向上するように研修を充実させて、学校でのいじめ防止に取り組んでまいります。

令和2年9月16日

「性暴力の根絶について」

令和2年9月議会 本 会 議

質問者 ハートフル北九州 森本 由美 議員

回答者 教育長

(質問)

本市の小学校、中学校、高等学校においても、それぞれの発達段階に応じて、性犯罪根絶のための教育を、教育委員会が独自に取組む必要があると考えますが、見解を伺います。

(答弁)

続きまして、2点目でございます。性暴力の根絶について、教育委員会独自の教育の取組みが必要ではないかとお尋ねでございます。基本的認識といたしまして、性犯罪は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為でありまして、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであるところから、教育委員会としても、その根絶に向けてしっかりと取り組む必要があると考えております。

そこで、教科書を用いた取組みを進めております。本市が採用しております中学校の保健体育の教科書には、「性情報への対処と行動について」という項目があって、インターネットを通じた被害からの防止方法などについて指導しております。

また、本市独自の取組みといたしまして、教育委員会が作成しております人権教育教材集であります「新版いのち」の中で、恋人等から振るわれる暴力、いわゆる「デートDV」を取り上げております。

例えば、その中で、「イヤだな、でも嫌われたくないし」など、相手に自分の気持ちをどのように伝えてよいか分からず、我慢してしまいそうな場面で、自分の気持ちや考えを、我慢せずにうまく相手に伝える方法などを指導しております。

さらに、福岡県と連携して行っています、規範意識を育成する事業では、児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会を実施しておりますが、そのテーマの一つに、「性の逸脱行動防止」がございます。この事業の取組みといたしまして、昨年度、小学校では助産師を招いて性教育に関する講演を行ったり、また、養護教諭が「プライベートゾーンを守ろう」などのテーマで、授業を実施しました。

また、中学校や高等学校では、助産師や福岡県警、NPO法人などを講師として招き、交際相手からの暴力の防止や、性暴力根絶に向けた講演会や授業を行ったところであります。

今後とも、性犯罪への未然防止の対応のために、学校教育の中で、教育委員会としてもしっかりと取り組んでまいります。